algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注５）	○
signature	BIT STRING	（注１６）	◎
certs	[0]		
-	SEQUENCE OF Certificate	（注１７）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。「必須」欄中に↑◎印のあるフィールドには、上欄にフィールドを設けたときは、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に△○印のあるフィールドには、注９に定めるところにより、いずれか１のフィールドを必ず設定しなければならない。

注２　「証明要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「証明要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注３　注１６に定める電子署名を行った登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注４　この電文を作成した日時をグリニッジ標準時により記録する。

注５　長さオクテットに「0」を記録する。

注６　「証明要求電文」中の「issuerNameHash」に記録された値を記録する。

注７　「証明要求電文」中の「issuerKeyHash」に記録された値を記録する。

注８　「証明要求電文」中の「serialNumber」に記録された値を記録する。

注９　次の表に掲げる事項に該当する場合に、設定内容に定めるフィールドを設定する。

項番	事項	設定内容
1	電子証明書について項番２又は３のいずれの事項にも該当しないこと	「good」
2	注１１の表中、項番１から７までのいずれかの事項に該当すること	「revoked」
3	「証明要求電文」中「issuerNameHash」、「issuerKeyHash」若しくは「serialNumber」に誤りがあり、又は電子証明書に記録された「notAfter」の日時までに「証明要求電文」が電子認証登記所に到達しなかったこと	「unknown」

注１０　注１１の表中項番１から７までのいずれかの事項が記録される場合に、当該事項が生じた日時をグリニッジ標準時により記録する。

注１１　次の表に掲げる「事項」に該当する場合に、「記録内容」に定める数字を記録する。この場合において、項番１から４までの複数の事項に該当するときは、最初に生じた事項についてのみ記録する。項番５から７までのいずれかの事項が生じた時以後に、項番１から４までのいずれかの事項が生じたときは、項番１から４までの事項のうち、最初に生じた事項についてのみ記録する。

項番	事項	記録内容	
		CRL Reason	OcspStatus Code
1	商業登記法第 12 条の 2 第 7 項の届出があったとき	5	1
2	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 2 号の規定により電子証明書に記録された登記事項に変更を生ずる登記をした旨の通知があったとき	3	2
3	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	2	4
4	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故以外の事由により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	5	2
5	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 1 号の通知があったとき（同項第 3 号の通知があったときを除く。）	6	2
6	商業登記規則第 33 条の 13 第 1 項の規定により電子証明書の使用の休止の届出があったとき（同条第 5 項の届出があったときを除く。）	6	1
7	項番 5 及び 6 のいずれにも該当するとき	6	3
8	注９により、「good」のフィールドを設定したとき		0
9	注９により、「unknown」のフィールドを設定したとき		0

注１２　登記官が証明の対象を確認した日時をグリニッジ標準時により記録する。

注１３　「証明要求電文」に「ConfirmationTime」が記録されていたときは、これらのフィールドを設ける。

注１４　「証明要求電文」に「ConfirmationTime」が記録されていたときは、フィールドに値を記録する。

注１５　「証明要求電文」の「Nonce」に記録された値を記録する。

注１６　「ResponseData」を DER で符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

注１７　登記官の最新の電子証明書を記録する。

５　異常時の処理

「証明要求電文」中の「entity-body」の内容が前記４の（２）に定める形式に適合しない場合（前記４の（３）の注９により「unknown」のフィールドを設定する場合を除く。）は、登記官は、「証明応答電文」の「entity-body」に、前記４の（３）の内容に代えて、前記４の（１）の定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
-	OCSPResponse		
responseStatus	OCSPResponseStatus	1（注２）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。

注２　「証明要求電文」に異常があったことを示すため、「1」を記録する。